

宇和島港港湾脱炭素化推進協議会 設置要綱

(設置)

第1条 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第50条の3第1項の規定に基づき、「宇和島港港湾脱炭素化推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、宇和島港において、法第50条の2に規定される、官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るための計画（以下「港湾脱炭素化推進計画」という）の作成及び実施に関し必要な協議を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第3条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 港湾脱炭素化推進計画の作成及び変更に関すること
- (2) 港湾脱炭素化推進計画に基づき実施される事業に関すること
- (3) 港湾脱炭素化推進計画の達成状況の評価に関すること
- (4) その他目的達成に必要な事項

(構成)

第4条 協議会は、法第50条の3第2項の規定に基づき、別表に掲げる構成員によって構成するものとする。

- 2 構成員の任期は2年間とする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 協議会が必要と認めた場合、構成員を追加できるとともに、協議会に構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 構成員は、やむを得ない理由により退会の必要が生じたときは、協議会の構成員の承認を得て退会することができる。

(会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 協議会の会長及び副会長は事務局が推薦し、協議会の構成員の承認により定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時は、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の開催にあたり、会長が構成員を招集する。ただし、第1回目の会議は事務局が招集するものとする。

- 2 事務局は、協議会において協議を行うときは、法第50条の3第3項の規定に基づき、構成員に協議を行う事項を通知しなければならない。
- 3 構成員は、法第50条の3第4項の規定に基づき、協議の通知を受けたとき、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。

- 4 協議会が必要と認めたときは、構成員以外の者に対し、資料の提供、意見の表明、その他の必要な協力を求めることができる。
- 5 協議会にて協議が調った事項については、構成員は、法第50条の3第6項の規定に基づき、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 6 協議会へはWeb端末を用いた出席も可とする。
- 7 事務局が必要と認めた場合は、協議事項及び出席者を限定したワーキンググループを設置することができる。
- 8 協議会の事務局は、愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課とする。

(情報公開)

第7条 協議会は、構成員の自由な議論を担保する観点等から、議事等については、原則として非公開とする。

- 2 配付資料の公開又は非公開の判断は、資料作成者と事務局が協議のうえ、事務局が行う。
- 3 議事は、会議終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。

(秘密保持)

第8条 協議会の構成員及びその関係者は、前条第1項で非公開とした情報を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

- 2 関係者とは第4条に掲げる構成員以外の出席者のほか、資料作成に関わる者、協議会資料を取りまとめる者をいう。

(書面による会議)

第9条 協議会は、第6条に基づく会議を原則とするが、事務局が必要と認めた場合は、書面による会議として設置することができる。

(庶務)

第10条 協議会に係る庶務は、事務局が処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会又はワーキンググループの運営に関し必要な事項は、事務局が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月10日から施行する。

宇和島港港湾脱炭素化推進協議会 構成員

(順不同)

区 分	機関名等	
学識経験者	愛媛大学大学院 理工学研究科	森脇 亮 教授
	松山大学 経済学部	岩田 和之 教授
構成員	三井住友信託銀行株式会社 松山支店	
	株式会社日本政策投資銀行 松山事務所	
	株式会社亀岡商店	
	四国ガス株式会社 宇和島支店	
	株式会社コンキョウ	
	一般社団法人愛媛県トラック協会	
	愛媛県倉庫協会	
	盛運汽船株式会社	
	愛媛内航海運組合連合会	
	愛媛県活魚運搬船組合	
	宇和島商工会議所	
	経済産業省 四国経済産業局 資源エネルギー環境部	
	国土交通省 四国地方整備局 港湾空港部	
	国土交通省 四国地方整備局 松山港湾・空港整備事務所	
	環境省 中国四国地方環境事務所 四国事務所	
	事務局	愛媛県 土木部 河川港湾局 港湾海岸課